

支部会則改定案（下線変更又は削除箇所）

改 定 案	現 行
<p>第8条 役員の種類及び定数 本会に次の役員を置く。 常任理事 <u>10名以上</u> 理事 <u>10名以上</u> 監事 2名</p>	<p>第8条 役員の種類及び定数 本会に次の役員を置く。 常任理事 若干名 理事 若干名 監事 2名</p>
<p>第11条 常任理事 1. 常任理事は、本会則の定めならびに <u>総会及び理事会</u>の議決に基づき、本会の業務を執行する。 3. 各役職の任期は2ヶ年とし、再任は2期を<u>原則</u>とする。</p>	<p>第11条 常任理事 1. 常任理事は、本会則の定めならびに総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。 3. 各役職の任期は2ヶ年とし、再任は2期を限度とする。</p>
<p>第12条 理事 <u>理事は</u>常任理事会の諮問に答え、本会の円満なる運営及び発展に資する<u>為、年1回の理事の会合を開催する。</u></p>	<p>第12条 理事 常任理事会の諮問に答え、本会の円満なる運営及び発展に資する。</p>
<p>第21条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した常任理事のうち<u>から選ばれた</u>議事録署名人の2人が署名し、<u>事務局に保管する。</u></p>	<p>第21条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した常任理事のうちから選ばれた議事録署名人の2人が署名する。</p>
<p><u>第38条</u> <u>事務局の所在地第3条に規定する現在の事務局は「大阪市中央区南本町1丁目3番9号 株式会社フルタイムシステム内」に置く。</u></p>	<p>第38条 事務局の所在地第3条に規定する現在の事務局は「大阪市中央区南本町1丁目3番9号 株式会社フルタイムシステム内」に置く。</p>
<p><u>第38条</u> 役員の改選年度 本会則改定に伴い平成17年度に改選を行い、次期は平成19年度である。</p>	<p>第39条 役員の改選年度 本会則改定に伴い平成17年度に改選を行い、次期は平成19年度である。</p>
<p><u>第39条</u> 施行 本会則は平成19年7月4日より施行する。</p>	<p>第40条 施行 本会則は平成17年7月27日より施行する。</p>